

三観広域行政組合告示第7号

三観広域行政組合障害者活躍推進計画の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、三観広域行政組合障害者活躍推進計画を別紙のとおり公表します。

令和2年3月31日

三観広域行政組合

管理者 白川晴司

三観広域行政組合障害者活躍推進計画

機関名	三観広域行政組合 管理者部門
任命権者	管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
三観広域行政組合における障害者雇用に関する課題	三観広域行政組合においては、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、配置箇所に苦勞する。
目標	
① 採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口（総務課）への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価・面談及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握、体調配慮を行うこととし、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲に適切に実施する。
4. その他	なし

三観広域行政組合障害者活躍推進計画

機関名	三観広域行政組合 消防部門
任命権者	消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
三観広域行政組合における障害者雇用に関する課題	三観広域行政組合消防においては、全職員が消防吏員であり、これまでに障害者に限定した募集・採用は行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲に適切に実施する。
4. その他	なし